

○八街市協働のまちづくり推進本部設置に関する規則

平成29年6月23日

規則第33号

改正 平成29年12月21日規則第37号

令和4年3月14日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民とともに協働のまちづくりを推進するため、八街市協働のまちづくり条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき設置する八街市協働のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 条例に関すること。
- (2) 八街市協働のまちづくり推進計画に関すること。
- (3) 協働の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 庁内における情報の共有及び連携並びに協力体制の確保に関すること。
- (5) 職員の意識啓発に関すること。
- (6) その他協働の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、推進本部を主宰する。

3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(庁内協働推進担当者の配置)

第5条 本部長は、各課等における連絡調整及び協働に関する市職員の意識の向上並びに各種施策の協働への具体的な取り組みを推進するため、庁内協働推進担当者を設置する。

(関係者の出席)

第6条 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(助言)

第7条 本部長は、会議の充実を図るために、協働のまちづくりに関する専門的な知識及び経験を有する者を会議に出席させ、その者からの助言を受けることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部市民協働推進課において処理する。

(一部改正〔令和4年規則12号〕)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日規則第37号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日規則第12号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条第4項）

（全部改正〔令和4年規則12号〕）

八街市協働のまちづくり推進本部員

教育長
総務部長
市民部長
福祉部長
健康子ども部長
経済環境部長
建設部長
会計管理者
教育部長
総務部秘書広報課長
総務部総務課長
総務部企画政策課長
総務部財政課長
総務部システム管理課長
総務部防災課長
総務部市民協働推進課長
市民部市民課長
市民部国保年金課長
市民部課税課長
市民部納税課長
福祉部社会福祉課長
福祉部障がい福祉課長
福祉部高齢者福祉課長
健康子ども部子育て支援課長
健康子ども部健康増進課長

経済環境部農政課長
経済環境部商工観光課長
経済環境部環境課長
経済環境部クリーン推進課長
建設部道路河川課長
建設部都市計画課長
建設部下水道課長
会計課長
水道課長
議会事務局長
教育部教育総務課長
教育部学校教育課長
教育部社会教育課長
教育部スポーツ振興課長
教育部中央公民館長
教育部図書館長
教育部学校給食センター所長
教育部スポーツプラザ所長
教育部郷土資料館長
農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長